

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 3 日現在

機関番号：12603

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23520981

研究課題名(和文) マダガスカル北西部における法と取り決めの節合面をめぐる共同性の社会人類学的研究

研究課題名(英文) Socio-anthropological study of communality in the perspective of an joining phase of law and customs in north-western Madagascar

研究代表者

深澤 秀夫 (FUKAZAWA, Hideo)

東京外国語大学・アジア・アフリカ言語文化研究所・教授

研究者番号：10183922

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,700,000円、(間接経費) 1,110,000円

研究成果の概要(和文)：マダガスカル北西部地方の村落における現行の国家の法と慣習法は、19世紀のイメリナ王国支配、19世紀末からのフランス植民地支配、1972年以降の国家による地域行政に関する法令、三つの歴史的相を通じて形成されてきた。その一方、北西部の村落における慣習法的秩序の形成は、村の集会や共同作業への参加経験の積み重ねだけでなく、牛牧畜や刃物の取り扱いや喧嘩の様式を経て身体化されている。北西部地方における「人民裁判」と呼ばれる住民による非合法的な犯罪容疑者の処罰に対し、治安機関は不介入の対応をとっているが、その根底には、村落を単位とした人びとの秩序意識に対する、治安機関に属する人間自身の共感が存在する。

研究成果の概要(英文)：In north-western Madagascar, Malagasy Republic's laws and customary conventions in a village are formed through three historical phases such as the period of Imerina kingdom's ruling, the period of French colonial ruling, and the period of Malagasy Republic's ruling especially concerning the system of local administrations.

On one side, the customary social order in a village are formed not only through experiences of participations to communal workings and village's assemblies but through cattle breeding or handling of hatchet or tarring forms of fighting, and so these experiences are physically embodied.

In this area, there are people's illegal punishments so called "people's judgement". However, the police do n't dare to intervene in these problems. In the social background of this police's nonintervention, there are police himself's sympathy and agreement on the people's communal consensus concerning the customary social order.

研究分野：人文学C

科研費の分科・細目：文化人類学・民俗学

キーワード：社会人類学 マダガスカル 共同性 慣習法 法 メリナ王国 Tsimihety

1. 研究開始当初の背景

本研究申請者の深澤は、2001年に「家内の領域と公的領域の位相の語られ方 - 北西部マダガスカル・ツィミヘティ族におけるムラの集会の会話資料と分析に基づいて -」『アジア・アフリカ言語文化研究』61号 pp.1-50 を執筆した。この論文において申請者は、マダガスカル北西部地方では人びと自身が「家族」と即時的に認識する現象も、ムラ(フクヌルナ)の共同性の位相においてムラを構成する単位として対自的に追認される必要があることを、ムラの集会の場における発言を社会的脈絡と照合し分析することによって明らかにした。すなわち、社会人類学の理論を敷衍すれば、L・デュモンが「論理的に言って「全体」とは集合体と反対に、その諸要素間の相互補足的な関係を決定する示差的な対立関係によって基礎づけられた一つの集合のことを意味する。対立関係はただ一つでも充分である」(『社会人類学の二つの理論』1976年 p.22)と述べた構造的対立の論理を、この事象に鮮明に見出すことができたのである。この研究によって申請者は、当該社会の人びとがこのような対立関係を認識すると同時に、それが同じ位相にける対立関係として受容する構図の中にこそ、それらの対立関係を包含する全体が成立し、そこに共同性が生起することを社会組織研究の一つの根源的な方法論として確信するに至った。

その後申請者深澤は、2007年度～2009年度の3年間に渡り、科学研究費基盤研究(B)海外学術研究「会話と手話の相互行為分析に基づくマダガスカル言語文化の共通構造と差異の比較研究」を研究代表者として取得した。この研究において申請者は、マダガスカル北西部地方におけるさまざまな会話状況を採録し分析することにより、会話中に表出される話者の志向性の強弱を判定することができるマダガスカル語北西部方言にお

ける言語的指標を、動詞の態の選択、主語の単数/複数の選択、語順の選択、助詞ないし副詞の選択などについて複数抽出し提示した。この成果を、ムラの集会の場における個別の発話例の分析に適用するならば、上記の共同性の生起する社会的脈絡をより明示的かつ説得的に分析することができるものとの見通しを得た。

このようにして共時的次元における共同性と参与性をめぐる分析とその方法論を獲得した一方、マダガスカル北西部一帯では、一定の領域内に居住する18歳以上の男女を成員とし、集会の場における話し合いと裁定によって領域内で生起したさまざまな問題に対処するフクヌルナ(以下ムラとも表記)と呼ばれる自治制度が普及し、それが現在の地域住民の共同性を成立させる明確な枠組みを与えているものの、申請者自身の研究調査はこれまで臨地調査を中心に進められてきた。このため、フクヌルナの通時的な変遷に関する研究は、文献資料に依拠せざるをえない結果、現在に至るまで十分になしえてはいない状況のままに置かれている。

2. 研究の目的

歴史的にフクヌルナ制は、17世紀頃にマダガスカル島の中央部に形成されたイメリナ王国において当初成立し、18世紀後半にその共同責任と自治の役割が明確化された後、イメリナ王国の島内部における領域の拡張と共に他地方にも導入され定着したと、G.コンドミナスの『イメリナ地方におけるフクヌルナ制と農村共同体』1961年など複数の研究書によって明らかにされている。北西部地方にフクヌルナ制が導入されたのも、この地方がイメリナ王国の支配下に組み込まれた1824年以降と指摘されている。しかしながら、1896年のフランスによるマダガスカル植民地化以降、フランス総督府が速やかな実効支配の確立のためにイメリナ王国の制度を採用する中で、フクヌルナ制もまた地方行

政単位として再導入された経緯をその後の文献資料読解の中で知り、その制度の北西部地方への導入と定着については、フランスによるマダガスカル植民地統治史を精査する必要性を痛感した。わけても、1901年に施行された「原住民司法制度」によって、フランス市民権を持たないほとんどのマダガスカル人が法的に「臣民」として規定されると同時に、「臣民」はフランス共和国の法律によってではなく、マダガスカル現地の法律によってマダガスカル人裁判官による現地裁判所によって裁かれるようになったことが、フクヌルナ制の普及と大きく係わっているとの予想を生んだ。なぜならば、原住民司法制度における「マダガスカル現地の法律」の基礎を成したのが、1881年にイメリナ王国が公布した『305条法典』であったからである。さらに、フクヌルナ制はイメリナ王国とフランス植民地の単なる遺制ではなく、現行の国家的最小行政単位であるフクンターニ制そのものが、1972年の第一共和制崩壊の中で、イメリナ王国のフクヌルナ制にマダガスカル独自の地域住民による共同性の理念を見出した当時の内務大臣の主導の下、社会主義的自治の基礎単位として整備・導入された現代政治の経緯が存在する。フクンターニ制は地方分権制から地方自治制へと国家の地方自治体政策が変わる中でも維持され、一方現代のフクヌルナにおいてもこれまで口頭に基づいていたさまざまな取り決めを文書化して記録・保存する動きなどが2000年以降新たに生じている。

以上より、本研究の目的は、マダガスカル北西部地方の住民を対象に、共時的で微視的な共同性の生成局面と通時的で制度的な共同性の生成局面を節合して考察することにある。

3. 研究の方法

本研究は、(1)三年間にわたるマダガスカル北西部のムラ(フクヌルナ)における集会

の発話の録音採取、その発話形態に見られる発話者の志向性と発話脈絡における共同性の相関分析、(2)三年間にわたるマダガスカル北西部のムラに現有されている文字化された取り決めの採取およびムラの集会における裁定と実践に重ね合わせることによるその節合様態の検証、(3)三年間にわたるマダガスカル国内の国立公文書館・国立学士院図書館における資料調査、二年間にわたるフランス本土の国立公文書館・国立海外公文書館における資料調査、以上に基づく20世紀初頭の〈原住民司法制度〉成立過程にかかわる文献資料および北西部における〈原住民裁判所〉の判例資料の読み込みによる書記化されていない〈法〉や〈取り決め〉の成文法への節合局面での共同性の成立についての検証、以上三つの作業から構成され、実行される。

4. 研究成果

(1)イメリナ王国の歴史において、有毒植物の服毒に基づく試罪法は、17世紀初頭の王により、それまでの鶏に服毒させる判定から被疑者自身に服毒させる判定への変更がなされている。マダガスカル北西部地方のイメリナ王国への服属1824年である一方、イメリナ王国における被疑者本人の服毒に基づく試罪法は、1863年時点で公的に禁止された。現在北西部地方においてこのような服毒に基づく試罪法は公的に行われてはいないものの、人びとの間では試罪における服毒方法をめぐる手続きが伝承されていると共に、邪術行使の嫌疑者の判定においてはその適用が求められることがある。これらの点から、北西部地方では、イメリナ王国に服属した19世紀前半に、試罪法を含むイメリナ王国の法制度およびフクヌルナの村落制度が導入され定着していたものと推定される。

(2)フランスは1901年にマダガスカルにおいて「原住民司法制度」を施行し、フランス共和国市民とフランス共和国臣民とを法的

身分として明確に分離した。その結果、フランスは事後的にマダガスカルにおいて臣民を裁く法律を整備する必要に迫られた。この市民と臣民との法的分離過程は、上訴院保佐官 A.Gamon が 1910 年に『マダガスカルにおける原住民司法制度提要』を出版したことによって、完成を見た。本書において総督府令以外に民法と刑法の規定の際に援用されたのが、1881 年にイメリナ王国が発布した成文法の『305 条法典』であった。フランスがマダガスカル領有化をめざした 1883 年～1895 年のフランス - イメリナ王国戦争において、フランスはイメリナ王国とその女王をマダガスカル全体の主権者として扱うと共に、国家間の戦争の様式を遵守した。その後イメリナ王国は、1896 年のフランス植民地併合、1897 年 2 月 27 日のイメリナ王国女王の島外追放およびイメリナ王国廃止宣言によって制度的に解体され、1901 年の「原住民司法制度」施行時には存在していなかった。このため、イメリナ国民は、対フランスとの関係において、外国人から臣民への身分変更を居ながらにして 6 年間ほどの間に経験したことになる。それゆえイメリナ王国をめぐる「原住民司法制度」成立の事例は、フランス植民地全域で実施された市民と臣民との分離について比較考察する上で、ヴェトナムと並びフランス共和国における植民地化に伴う国家の包摂と節合について重要な資料を提供している。

(3)イメリナ王国が 1881 年に施行した『305 条法典』は、紙面に印刷され配布された成文法であった。しかしながら、その法典の表紙には、当時のイメリナ王国女王がこの法典を民衆の前で口頭により発布した日時と場所が明記されており、kabary と呼ばれる口頭による法の発布の形式を厳格に踏襲していたことが示されている。また、マダガスカル語には国家の法律などを指す lalana、村落や集団の決まりや掟などを指す dina、二つの法

関連用語が存在する。19 世紀に発行された『マダガスカル語 - 英語辞典』によれば、lalana はフランス語の la loi の訛音であると解説されており、19 世紀初頭にイメリナ国王の顧問を務めたフランス人に由来する可能性が高い。すなわち、国家の法は、イメリナ王国の統治制度の整備と島内征服に伴って、北西部地方を含む島内各地域に定着してきたと推察される。したがって、現在マダガスカル人の法的秩序意識を構成している lalana と dina の二相も、歴史的には dina が先に成立し、それが lalana に節合され、さらには lalana から dina へと還流される過程が複数回生じてきたものと考えられる。

(4)1960 年のマダガスカル共和国の成立以降、北西部の農村などに大きな影響を与えた国家的制度は、1972 年～1975 年の第一共和政から第二共和政移行期に施行されたフクンターニ制である。このフクンターニ制は、時の内務大臣 R.Ratsimandrava が、イメリナ王国の村落制度フクヌルナ制を範型に、マダガスカル的社会主義の基本単位として整備を進めてきたものである。その後もフクンターニ制は、1992 年からの第三共和政、2000 年の地方自治制導入、2010 年からの第四共和政、その何れにおいても堅持されてきている。第二共和政下で導入された社会主義的政策のほぼ全てが破棄された中で、フクンターニ制が存続してきたことは、この国家制度がマダガスカル各地の在来の村落組織や村落制度、ひいてはマダガスカル人の持つ上記の dina の秩序意識と整合性が高いことを示している。とりわけ北西部においては、それまで存続していたフクヌルナ制をフクンターニ制に移行させる、すなわち単一のフクヌルナで単一の行政村フクンターニを形成する動きが顕著であり、北西部の人びとがこの国家制度を利用して、従来の地域秩序を再確認しているものと考えられる。

(5)北西部の人びとの男性たちの間では、ウ

シのコブや角につかまって振り落とされまいとする mitolon'omby、拳による殴り合いの morengy と呼ばれる〈遊び〉(sôma)が、祭の機会などに行われている。また、山刀(meso)は、農作業、建築、料理など日常生活において汎用される一方、祭や集会など人の集まる機会における持参については慎重な規制が課せられている。このような身体的経験に対応して村落レベルにおける争闘(ady)の様式が分類されており、口喧嘩(adim-bava) 乱闘(ady fômbô) 刃物沙汰(ady marangitra)の三段階となり、さらにはそれらに応じて村落による処罰様式も異なっている。この地方の人びとの村落レベルにおける秩序の維持には、集会において取り決められる dina の拘束力だけでなく、このような身体を通して形成され共有されてきた暴力をめぐる規制についても考察する必要がある。

(6)北西部のマジュンガ地方では、都市部においてもまた村落部においても、〈人民裁判〉(fitsaram-bahoaka)と呼ばれる地域住民などによる被疑者の非合法的な処罰が行われている。この処罰は、被疑者の身体に対する物理的危害から生命の剥奪にまで及ぶが、そのような場合でも、憲兵隊や警察は原則不介入の対応をとっている。ともするとこの問題は、国家制度の不備に基づく私刑の視点からのみとらえられがちであるが、国家の法(lalana)と民衆の取り決め(dina)の双方が、北西部地方の人びとの秩序意識においてせめぎ合っている視点から考察される必要がある。なぜなら、2011年末から2012年初めにかけて生じた裁判官組合のストライキに際し、マジュンガ市内では〈人民裁判〉が頻発した一方、そのストライキが終了した後は、〈人民裁判〉が激減したからである。さらに、地方警察の警察官たちの多くが地元出身者から徴募されており、警察官自身が管轄地域の人びとの有する秩序意識を多く共有

している点に注意しなければならない。すなわち、マダガスカル国家においては法律上死刑制度を設けているものの死刑を公的に執行したことがないのに対し、北西部地方では殺人・ウシ泥棒・コメ泥棒が現行犯で村人たちにつかまった場合には殺害されることが慣例であり、この点において、地方警察所属の警察官は前者の国家の法(lalana)よりも民衆の取り決め(dina)に対しより高い共感性を抱いているものと考えられるのである。それゆえ、警察官を殺害した犯人が拘束された場合、留置段階で被疑者が警察官たちによって密かに殺害される事件が生じたり、累犯に対し手足の切断を課す行為がとられたりするのであり、民衆の〈人民裁判〉と通底する秩序意識の存在を見ることができる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計2件)

深澤秀夫、L'expression visuelle a Madagascar de 1981 a 1986: manga et bande dessinée dans la création et la disparition de *tantara an-tsary*, eds. by ODA Junichi and LIVE Yu-Sion, *Culture(s), Création et Identités: un regard anthropologique pluriel*, ILCAA, 2013, 85-127

深澤秀夫「ラルフ・リントンのマダガスカル調査とマダガスカル文化領域の系譜」、飯田卓編著『マダガスカル地域文化の動態』、査読有り、2012、23-53、『国立民族学博物館調査報告』103号

〔学会発表〕(計4件)

深澤秀夫「マダガスカル北西部における国家の法と民主の掟の境界面」、2013/12/12、アジア・アフリカ言語文化研究所フォーラム、於：アジア・アフリカ言語文化研究所

深澤秀夫「盟神探湯(くがたち)と人民裁判 - マダガスカルにおける国家の法と民衆の掟 - 」、2012/10/12、四大学連合文化講演会(招待講演) 於：東京工業大学

深澤秀夫「インド洋の中のマダガスカル - マダガスカル人の起源からマダガスカル人の独立まで - 」、2012/6/19、アジア・アフリカ言語文化研究所基幹研究「アフリカ文化研究に基づく多元的世界像の探究」公開セミナー 於：アジア・アフリカ言語文化研究所

深澤秀夫「マダガスカル北西部地方における<生存>に基づく土地利用と農法 - 在来稲作と「緑の革命」の30年を中心に - 」
2012/3/31、アジア・アフリカ言語文化研究所
共同研究プロジェクト「歴史的観点から見た
サハラ以南アフリカの農業と文化」(研究代
表者：石川博樹)於：アジア・アフリカ言語
文化研究所

〔図書〕(計1件)

深澤秀夫・飯田卓・森山工編著『マダガスカルを知るための62章』明石書店、2013、
全358ページ

〔その他〕

ホームページ

<http://www.aa.tufs.ac.jp/~nfuka/>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

深澤 秀夫 (FUKAZAWA Hideo)

東京外国語大学・アジア・アフリカ言語文化
研究所・教授

研究者番号：10183922